

彦根城博物館ミュージアムショップ商品出品募集要項

1 はじめに

彦根城博物館では、館の魅力向上と来館者の満足度を高めるための取組の一つとして、令和6年度中に館内ミュージアムショップ(以下「ショップ」という。)のリニューアル改修を行います。改修後は、ショップスペースを拡張するとともに、商品陳列の棚等を一新することから、ショップの充実を図ることを目的に、当館ショップで販売する商品を募集します。

2 出品募集内容

以下のいずれかまたは複数に当てはまる商品

○彦根城博物館のテーマと関連する商品

(キーワード：赤備え甲冑、刀剣、井伊家、彦根屏風、彦根更紗、湖東焼、
武将家紋、能面・能装束、近江上布、彦根城 等)

○彦根城博物館のイメージアップにつながる商品

○彦根城博物館の活性化につながる商品

※出品に当たっての詳細は、別紙「彦根城博物館ミュージアムショップ商品出品要件
(以下「出品要件」という。)」のとおりです。

3 販売方式

委託販売

4 商品の選定

取り扱う商品については、出品希望者からの申込書および現物をもとに、当館にて販売商品を選定し、選定結果を当館から通知します。

なお、施設(特に展示室)に悪影響を与える可能性があるものや、各種法令に違反する恐れがあるもののほか、別紙出品要件が満たされないものは選定外とします。また、内容に合致していても全体の商品点数や商品のバランスも考慮して選定するため、ご提案いただいたすべての商品を選定するとは限らず、見送らせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

5 募集および選定スケジュール

募集開始	令和6年10月1日(火)
質問の受付	令和6年10月1日(火)~同年10月11日(金) 午後5時必着
質問に対する回答	令和6年10月18日(金) [予定]
出品申込書等の提出期限	令和6年10月31日(木)
審査	令和6年11月上旬
結果の通知	令和6年11月中旬ごろ [予定]
出品に向けた準備	結果通知以降

6 質問受付および回答

本募集の要項等について質問がある場合は、次のとおり提出してください。

(1)受付期間

令和6年10月1日(火) 午前8時30分 から 10月11日(金) 午後5時 まで

(2)質問方法

質問事項は、質問書(別紙様式1)に記入し、「12 出品申し込み・問い合わせ先」に電子メールで提出してください。なお、確認のため送信後に電話連絡を行ってください。

(3)回答方法

質問事項に対する回答は、令和6年10月18日(金)を目途に電子メールで送信します。

(4)質問および回答内容の取扱い

- ・提出された質問および回答内容は、当館ホームページ(本募集掲載ページ)に掲載します。ただし、質問内容が質問者の出品申込内容と密接に関連する場合については、この限りではありません。
- ・質問事項に対する回答は、募集要項等の追加または修正とみなします。

7 出品申込書等の提出

出品希望者は、次のとおり申込書等を提出してください。

(1)提出書類等

- ・彦根城博物館ミュージアムショップ商品出品申込書(別紙様式2)
- ・彦根城博物館ミュージアムショップ商品出品申込書別紙(別紙様式3)
- ・商品現物(食品以外のもの)

(2)提出部数

出品申込書、出品申込書別紙、商品現物 各1部

(3)提出期間

令和6年10月1日(火) 午前8時30分 から 10月31日(木) 午後5時 まで

(4)提出先および方法

「12 出品申し込み・問い合わせ先」への持参または郵送

(5)留意事項

- ・出品申込書別紙については、1商品につき1枚で作成してください。
- ・提出された申込書等は、当館の審査で使用するため複写利用させていただきます。
- ・商品現物については、提出が困難な場合は提出省略可としますが、写真等の画像を必ず添付してください。
- ・提出された申込書および商品現物については、返却しません。
- ・申込書等の提出に要する一切の費用は、申込者の負担とします。
- ・提出された申込書等の内容により知り得た個人情報等は、選定以外の目的には一切使用しません。

8 結果の通知

選定結果については、出品申込書を提出された全ての方に文書で通知します。また、選定された商品を取り扱う出品者には、別途、契約等手続きのご案内を行います。

なお、選定結果についての個別の問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

9 出品申込資格

出品申し込みに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす方とします。

- ・各種法令を遵守し事業を行う者であること。
- ・出品に際して必要となる許認可、免許等を有していること。
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをおこなっていないものであること。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者は、この限りではない。
- ・役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。また、業務の一部を、第三者に請け負わせる場合にあっても同様とする。
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ・公租公課に滞納がないこと。
- ・彦根市の指名停止措置を受けていないこと。

10 選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められた場合は、出品者の選定を取り消しします。

- ・ 申込書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ・ 申込資格の要件を満たさなくなった場合
- ・ その他出品者として不適格な事項が認められた場合

11 その他

- ・ 本募集における出品のために、新たに商品包装等で、当館が提供する館藏品画像を利用して博物館限定(オリジナル)仕様としていただける場合は、当該画像利用料免除等の配慮を行うものとします。(この場合、彦根城博物館まで事前に相談が必要です。)

12 出品申し込み・問い合わせ先

彦根城博物館 管理課

〒522-0061 滋賀県彦根市金亀町1番1号

TEL. 0749-22-6100 FAX. 0749-22-6520

E-mail : museum@mx.hikone.ed.jp